

一時預かり事業の支援拡充について

令和7年7月18日

宮古島市

○背景・現状と課題

宮古島市においては、入域観光客数の増加や様々な社会環境の変化に伴って、転入が転出を上回る社会増の状況が続いており、Iターン者が増加しているものと思われます。また、観光業の拡大による休日の就労者増のほか、多様な働き方が広がり、フリーランス（個人事業主）として事業を展開する方も増えてきています。

こうした社会環境の変化の中、子育て世帯においては、周囲に頼れる親戚等がいない世帯や従来の保育サービスの対象外となってしまう世帯などの受け皿として、一時預かり事業のニーズが高まっています。

一時預かり事業については、公営として西城保育所が実施しているほか、市の実施要綱に基づき、国・県・市の補助を受けて実施している民間事業所が1箇所、その他事業所が独自に実施している施設が2箇所（小規模施設）設置されている状況です。

このうち、補助を受けて実施している事業所では、ニーズの高まりを受けて、予約のキャンセル待ちが多数発生する状況となっており、スタッフの確保が急務となっています。

一方、一時預かり事業に対する既存の補助制度では、職員の処遇改善加算の対象外となっていることから、認可保育所等と比較し、スタッフの確保が困難な状況となっています。

また、常時キャンセル待ちが発生している状況であることから、体調不良や冠婚葬祭等の突発的な理由での利用は困難な状況となっています。

○対応方針

（１）処遇改善に関する新たな支援策

スタッフ不足の解消を図るため、職員の処遇改善に関する支援策を検討し、令和8年度からの支援開始を目指します。

（２）突発的な利用の対策

処遇改善の効果を検証しつつ、さらなる利便性向上に向けて、突発的な利用を確保するための対策について検討します。

以上